

令和5年度第3回 添田町地域公共交通会議（書面審議） 概要

開催日時	令和5年8月2日（水）～8月10日（木）
開催方法	書面審議
議事概要	<p>1 議題</p> <p>【協議事項】</p> <p>(1) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について</p> <p>2 回答状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 20名（会長を除く）</li> <li>・回答者数 20名（うち1名は棄権）</li> </ul> <p>委員の半数以上の回答があることから、添田町地域公共交通会議規則第6条第2項の規定により、本会議は成立しています。</p> <p>3 協議状況</p> <p>(1) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認する（賛成） 19名</li> <li>・承認しない（反対） 0名</li> <li>・棄権 1名</li> </ul> <p>回答者の過半数の同意が得られたことから、添田町地域公共交通会議規則第6条第3項の規定により、原案のとおり承認されました。</p> <p>なお、福岡運輸支局長につきましては、審議・決定については運輸支局の中立的立場から参画を避けることと位置づけられるため、賛否の表明は出来かねるとして、棄権の旨のご連絡をいただいています。</p> <p>4 議事に関する意見</p> <p>意見件数：1件</p> <p>榊田駅停留所はBRTバス停と重複しないか。重複する場合、駐停車違反にならない位置での乗降になるか。重複し、道路上で停車する場合、BRTバス停から10m離れた位置にする必要がある。</p> <p>上記意見に係る事務局の考え</p> <p>榊田駅停留所は、まちなかコースの中元寺経由便の始発停留所であり、その1便のみ乗り入れる停留所ですが、その際の停車場所は、道路上ではありません。そのため、駐停車違反の対象とならない認識です。</p>